

(介護・予防) 訪問看護重要事項説明書

令和 8 年 5 月 1 日

1 事業の目的

介護予防を目的とした療養上のお世話を行います。老人保健法及び健康保険法並びに介護保険法の趣旨に従って、看護師等は、要支援者の日常生活全般にわたる支援を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療や在宅介護が継続できるように医師の指示と介護予防サービス支援計画により計画的に実施します。

2 介護予防訪問看護の概要

(1) 所在地及びサービス提供地域

事業所名	只見町国民健康保険朝日診療所訪問看護
所在地	福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田31番地
事業所番号	0712310804
連絡先	訪問看護携帯 090-1066-7011
提供地域	只見町

(2) 職員体制

職種	資格	常勤兼務	業務内容
管理者	医師	1名	従事者の管理及び業務の一元的な管理
事務長	看護師 准看護師	1名	職員の管理、業務の管理
看護職員		3名以上	調整業務、看護計画作成、 自宅訪問、看護の実施 (准看護師は、自宅訪問、看護の実施)
事務員		6名	庶務、経理事務

(3) 営業日及び営業時

月～金曜日	午前8時30分～午後5時00分
-------	-----------------

(4) 休日

時間外・土曜・日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

★上記営業日及び営業時間のほか、電話により常時連絡が可能な体制をとっています。

3 介護予防訪問看護サービスの運営方針

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、その療養生活を支援し心身の機能の回復を支援します。
- (2) 提供するサービスの質の向上、及び改善を図るよう努力すると共に看護技術の進

歩に見合ったサービスの提供に努めます。

- (3) サービスの提供に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- (4) サービスの主な内容
 - ・症状の観察
 - ・褥瘡処置
 - ・リハビリテーション
 - ・食事及び排泄の介助
 - ・医師の指示による医療行為
 - ・カテーテル管理
 - ・体位の変換
 - ・清拭、洗髪
 - ・家族、その他の介護者に対する指導
 - ・療養生活や介護方法の指導

4 利用料

(1) 利用料

別表「利用料金」を参照してください。

※介護保険であっても病状や病名によっては医療保険の適用となる場合があります。
そのときの利用料は、医療保険で定められた負担割合の額を頂きます。

(2) 償還払い

保険料の滞納などで、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、一時的に全額負担となり、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日町役場の窓口に提出することで、差額の払い戻しを受けられます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

別紙契約を締結した後、介護予防支援専門員が作成した介護予防サービス計画書に基づいてサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお知らせください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足など、止むを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④ その他

- ・利用者または家族などが、当事業所や訪問看護師に対し契約を継続し難い背信行為を行った場合
- ・利用者が正当な理由なく、利用料を3ヶ月以上滞納した場合及び利用者負担金を支払わない場合は事業者が1ヶ月以内の期限を定めて催促しても支払わない場合
- ・利用者又はその家族等が暴行、強迫、性的嫌がらせその他訪問看護師等が訪問看護を実施できないと事業者が判断する行為に及んだとき
- ・利用者又はその家族等が正当な理由なく訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させたとき。または常識を逸脱する行為などの理由で、この

契約の目的が達せられないと事業者が判断したとき

(3) 利用に当たっては、医療保険証及び介護保険証等を確認させていただきます。

6 サービスのキャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに訪問看護の担当者まで連絡してください。キャンセル料はいただいてません。

7 支払い方法

支払いは、月締めの翌日支払いとなります。(翌 10 日以降にお願いします。)

8 訪問看護等に関する相談・苦情窓口

(1) 苦情があった場合は、利用者の状況を把握するために必要に応じ訪問を実施して、聞き取り確認を行います。把握した内容をもとに検討を行い、今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行い、使用者に対して対応方法や結果の報告を行います。

相談・苦情受付担当者 齋藤 充

電話 0241-84-2221 FAX 0241-84-2223

(2) その他の相談・苦情については、当事業所以外にお住まいの市町村及び国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等にご相談ください。

9 事故発生時の対応

サービス提供中に発生した盗難・紛失・破損・医療事故等の事故について、その内容により利用者及び家族または担当介護支援専門員、当該市町村(保険者)等に報告します。

10 緊急時の対応方法

- ・ サービス提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をします。
- ・ 容態の変化などで緊急の連絡があった場合は、状態に応じて電話相談又は訪問に伺います。
- ・ 緊急を要する医療行為については、主治医との連携のもとに対処します。ただし、主治医との連絡が取れない場合は、救急搬送することがあります。

11 秘密保持

サービス提供で知り得た秘密は、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も厳守します。

12 賠償責任

訪問看護中に生じた損害のうち、明らかに事業者の責任により発生したものについてはその賠償をします。

13 虐待防止に関すること

虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じています。

- ① 虐待防止対策委員会：定期的に開催し、その結果について職員に周知を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備

- ③ 虐待防止のための定期的な研修の実施
- ④ 虐待防止対策責任者：所長 城 大祐

なお、サービス利用中にサービス提供者や利用者家族による虐待を受けたと思われる事案を発見した場合、速やかにこれを責任者・行政に通報します。

1 4 ハラスメントの防止について

本事業者は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、ハラスメントに該当する行為のない快適な就業環境を確保するため、必要な措置を講じます。

暴力または乱暴な言動、個人の尊厳や人格を傷つけるような言動、性的な言動（セクシャルハラスメント）を受けた場合、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は契約を終了させていただくことがあります。

1 5 身体拘束の原則禁止

利用者又はそのご家族等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

1 6 事業継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時体制で早期の業務再開を図るために事業継続計画を策定し、その計画に従い必要な処置を講じます。

また、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っています。

1 7 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生し、まん延しないように次の措置を講じています。

- ① 感染症の予防及びまん延防止対策を検討する定期的な委員会の開催
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練の実施

1 8 その他

(1) 針刺し事故の対応について

訪問中に針刺し事故を起こした場合は、利用者の採血を別途依頼する場合があります。採血の検査結果は、目的以外に使用することはありません。この場合、採血に関する料金は当事業所の負担となります。

(2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは行いません。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能維持・回復のために療養上の補助をおこなうこととされています。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食物の提供は、お断りしています。
- ④ 大切なペットの安全を守るためにも、ペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の配慮をお願いします。
- ⑤ 見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際は、事前に一言お伝えください。ま

- たそれらの画像、動画を SNS に投稿するなど目的以外の使用はお断りします。
- (3) 訪問看護師は、利用者の状態に応じて臨時対応を行うことがあるため、計画された日時に変更する場合がありますのでご了承ください。
 - (4) その他の費用が必要となった場合は、その都度説明しますので、お支払いをお願いします。

※ご不明な点、ご質問がありましたら、お気軽にご相談ください。

別表

1 介護保険による訪問看護の場合

(1) 介護予防訪問看護費（9割は保険負担、1割が自己負担となる）

	内 容	自 己 負 担 額	
		看護師	准看護師
訪問看護費	所要時間20分未満	1回につき 266円	239円
	所要時間30分未満	1回につき 399円	359円
	所要時間30分以上1時間未満	1回につき 574円	517円
	所要時間1時間以上1時間30分まで	1回につき 844円	760円
その他のサ―ビスの加算料	○初回加算（Ⅰ）病院や施設から退院又は退所当日 （Ⅱ）病院や施設から退院又は退所翌日以降	初回訪問時のみ	350円 300円
	○特別地域訪問看護加算	所定単位数の15%	
	○特別管理加算 （Ⅰ）留置カテーテル、胃瘻、気管切開 （Ⅱ）人口肛門、在宅酸素療法、真皮を越える褥瘡	1ヶ月につき 1ヶ月につき	500円 250円
	○緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	315円
	○長時間訪問看護加算 ※厚労大臣の定める状態に限る	90分以上	300円
	○時間外加算 夜間（18：00～22：00） 深夜（22：00～06：00） 早朝（06：00～08：00）		所定単位の25% 所定単位の50% 所定単位の25%
	○死亡時の処置料	22000円	
	○消耗品（処置に必要な物品や紙おむつ等） ※他院で死亡診断後の訪問料金は別途料金 ※死亡診断書の料金は含まれておりません	実費	
	○複数名訪問加算	複数名訪問加算 （Ⅰ） 看護師と看護師	複数名訪問加算 （Ⅱ） 看護師と准看護師
	同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問した場合 （利用者やその家族等の同意のうえ） ①利用者の身体理由により一人の看護師による訪問看護が困難な場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 その他利用者の状況から判断して、①は②に準ずると認められた場合	30分未満 254円／回 30分以上 402円／回	30分未満 201円／回 30分以上 317円／回

(2) 交通費

町内

無料

町外

500円／回